

社会福祉法人 設立の手引き

令和7年4月

神奈川県福祉子どもみらい局

**福祉部地域福祉課
子どもみらい部次世代育成課**

はじめに

社会福祉事業は、多様なサービスを継続的に提供するために社会全体で支える必要があることから、その費用の大部分が公的な資金（保険料や税金）によって運営されています。

このため、社会福祉法人は、事業内容や法人の運営内容について、説明責任を果たさなければなりません。

具体的には、事業の実施状況（＝現況報告）、財務状況を現わす決算書類の類を毎年公開しなければならず、そのほか、定款、役員等の名簿、役員等の報酬基準は、常に最新の情報を公開しておくことが求められています。

さらに、これらの書類は、社会福祉法人の主たる事務所に5年間は備え置き、要件を満たす者から閲覧の要求があれば対応しなければならないなど、透明性を高く求められています。

また、社会福祉法人の設立に当たっては、利用者が安心してサービスを受けられることが重要なので、設立当初から継続的かつ安定的に事業を運営することが確保されていなければならない、社会福祉事業を実施する施設は原則として自己所有であることや負債を抱えた状態での設立は認められないばかりか、一定期間の運転資金が確保できていることも、必要となります。

さらに、社会福祉法人が解散する時は、社会福祉法人の財産の大部分は公的な資金により取得したものであることから、その資産については他の社会福祉法人などの公的な法人に寄附しなければなりません。

以上、社会福祉法人の果たすべき役割を踏まえて社会福祉事業を積極的に行い地域福祉の向上に寄与していただくに当たり、①どのような社会福祉事業を行うのか ②法人運営の体制をどのように確保するのか について留意していただきたい項目を手引きとしてまとめました。

① どのような社会福祉事業を行うのか ⇨ 事業認可のポイント

- ・ 事業のニーズの把握（事業継続の見込み）と行政の計画との調整
- ・ 事業に必要な土地や建物の確保が確実に見込めるか（設置基準の確認）
- ・ 資金の確保が確実に行えるか

② 法人運営体制の確保 ⇨ 法人設立認可のポイント

- ・ 設立準備委員会の設立（行政との調整、各種申請書類の作成等の事務）
- ・ 理事、監事、評議員候補の確保（識見の確認及び欠格事項等の確認）
- ・ 定款案の作成
- ・ 定款施行細則、役員報酬規程、経理規程などの諸規程案の作成

上記の2つのポイントを踏まえた、認可までの流れは次のとおりです。

社会福祉法人設立認可申請スケジュール例

年度	月	施設建設関係事務(老人福祉施設の例) 2か年度工事	法人設立関係事務
設立予定前々年度		施設建設準備(地元市町村と協議)	
		施設建設、運営計画の作成 建設予定地の調査 開発許可、農地転用等の調整 建物の基本構想、建築確認申請 資金計画の作成 建設資金 運営資金 地元機関、住民との調整	設立準備委員会の発足 法人設立計画 事業計画 設立時の役員・評議員の選任 ※ 設立準備委員会の資産は、 設立後の法人に引き継ぎません
設立予定の前年度	5	・市町村、県への事前相談、協議	・審査会提出書類の作成 定款及び定款細則の作成 経理規程、報酬規程の作成 その他諸規程の作成
	7	・県への協議書提出	
	9	審査会提出書類の提出	
	11	社会福祉法人・社会福祉施設等審査会	
			・認可申請提出書類の作成
		・県補助金交付申請(初年度分) ☞ 初年度分交付決定 ・福祉医療機構借入申請 ☞ 貸付内定 ・競争入札 ☞ 工事請負契約	・認可申請提出書類の提出 法人設立認可 ・設立登記・財産移転完了報告 1：法人設立登記(設立時理事長含む) 2：理事会の開催 3：評議員選任・解任委員会 4：評議員会の開催 5：理事会の開催 理事長の選定 ☞ 理事長の登記 諸規程の確定 等 ・予算理事会
法人設立予定年度	3 3	・中間検査・事業実績報告 ☞ 県補助金確定(初年度分)	
	5 6	・県補助金受入(初年度分) ・県補助金交付申請(次年度分) ☞ 次年度分交付決定	・決算理事会 ・決算評議員会 ・現況報告提出 ・補正予算理事会 ・予算理事会
	3 3 3	・完成検査・事業実績報告 ☞ 県補助金確定(次年度分) ・施設認可申請(施設設置届)	
翌々年度	4 5 6	施設開所 ・県補助金受入(次年度分)	・決算理事会 ・現況報告提出

※ 県で開催する審査会については上記に掲げた11月の他、5月にも開催しています。

※ 書類の提出先について

施設整備: 実施する事業により県担当課が異なるので、事前にご相談ください。

法人設立: 事業を実施する場所により、所轄が、県、政令市、中核市、一般市のいずれかになるので、事前にご相談ください。

目 次

I	社会福祉法人とは	
1	組織のガバナンスの強化	1
2	事業運営の透明性の向上	1
3	財務規律の強化	1
II	社会福祉法人の運営の原則	
1	経営の原則	1
2	社会福祉法人の特徴	1
3	社会福祉法人の優遇措置と規制	2
4	情報公開	3
5	「地域における公益的な取組」を実施する責務	3
III	社会福祉法人の設立要件	
1	社会福祉事業を実施すること	3
2	公益事業及び収益事業	3
3	必要な資産を保有すること	5
	(1) 社会福祉施設を経営する法人を設立する場合	5
	(2) 社会福祉施設を経営しない法人を設立する場合	6
	(3) 運転資金	6
	(4) 財産の種類	6
	(5) 財産の管理	7
	(6) 資金計画	7
4	法人の組織運営体制を確保すること	7
	(1) 評議員	8
	(2) 評議員会	9
	(3) 理事	10
	(4) 理事会	12
	(5) 監事	13
IV	設立認可の申請手続	
1	主たる事務所の決定	16
2	設立準備委員会の設置	16
3	設立までの流れ	17
4	設立認可後の事務	19

別表 社会福祉事業 一覧
参考資料 定款例

I 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人です。社会福祉事業とは、社会福祉法に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業であり、社会福祉事業を行うことを目的としないものは社会福祉法人となることはできません。

また、改正社会福祉法においては、次のような事項が改正されました。

1 組織のガバナンスの強化

(1) 議決機関としての評議員会の必置化

※役員の選任・解任、決算の承認及び定款の変更等法人経営の重要事項を決定

(2) 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備

(3) 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備

(4) 一定規模以上の法人への会計監査人の設置義務付け

2 事業運営の透明性の向上

(1) 会計書類等に係る閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の拡大

(2) 計算書類、現況報告書、役員等報酬基準の公表に係る規定の整備等

3 財務規律の強化

(1) 役員等報酬基準の作成、公表義務、役員等関係者への特別な利益供与の禁止

(2) 純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確にするとともに、再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施及び拡充に係る計画の作成を義務付け

II 社会福祉法人の運営の原則

1 経営の原則

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、次のことを行わなければなりません。

<社会福祉法第24条第1項>

- ・自主的な経営基盤の強化
- ・提供する福祉サービスの質の向上
- ・事業経営の透明性の確保

<社会福祉法第24条第2項>

- ・社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供するよう努める

2 社会福祉法人の特徴

(1) 公益性

社会福祉事業を行うことを目的としなければなりません。

（社会福祉事業の規模が、公益事業及び収益事業の規模を上回ること。）

(2) 非営利性

- ・ 設立時の寄附者の持分（出資）の禁止
- ・ 利益を構成員へ分配（配当）禁止
- ・ 役員等関係者への特別の利益供与の禁止
- ・ 残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者又は国庫に帰属

※「非営利」とは、構成員への利益配分を目的としないという意味で、事業から利益を出してはいけないということではありません。

(3) 安定性

社会福祉事業を円滑に運営していくため、社会福祉事業に必要な土地、建物は、自己所有が原則とされています。（事業に必要な土地、建物を所有しない法人は、原則として、1億円以上の資産が必要）

そのほかに、運転資金として、年間事業費の12分の1以上（特別養護老人ホームなど介護保険法上の事業や、障害福祉サービス事業等を行う法人設立の場合、12分の2以上が望ましい。）の現預金を保有する必要があります。

3 社会福祉法人の優遇措置と規制

社会福祉法人は、税制面や補助金交付等の優遇措置がある一方、社会福祉法等による規制及び行政からの監督（監査、定款変更等の認可権等）を受けます。

<優遇措置>

- ・ 法人税、固定資産税、登録免許税の非課税措置や減免措置等
- ・ 社会福祉法人へ財産を寄付した者が受けられる所得税の税額控除措置

<規制>

- ・ 行政（所轄庁）による法人定款変更の認可

法人の定款の変更は、所轄庁の認可がなければ、その効力を生じません。

- ・ 基本財産の処分承認

基本財産（社会福祉事業用財産）を処分（売却・交換・貸与・担保提供のための抵当権設定）するには、所轄庁の承認を事前に得る必要があります。

- ・ 行政（所轄庁）による監査

所轄庁から法人運営について、定期的に監査を受けるほか、定期的に報告が必要になります。

一般監査：一定の周期（監査の結果が良好な場合は原則3年に1回）に実施

特別監査：運営等に重大な問題を有する法人を対象に随時実施

現況報告書の提出：会計年度終了後、3か月以内

- ・ 資金の法人外流出の禁止

社会福祉事業の資金については、各通知等により、法人内の収益事業等への繰入れや、法人外への寄付や融資等による資金の流出は禁止されています。

- ・ 会社保有の禁止

公開市場以外での株式購入は、原則認められません。また、発行済み株式に対する法人保有割合が制限され、企業支配目的での保有は禁止されています。

4 情報公開

社会福祉法人は、多額の公費や介護保険料等によって運営されていることから、国民に対し高い透明性が求められています。定款をはじめ、役員等名簿、計算書類、事業報告書等について、ホームページや、全国社会福祉法人の情報を一括で検索可能な「財務諸表等電子開示システム」で公表するとともに、主たる事務所に備え置き、何人にも公開する義務があります。

5 「地域における公益的な取組」を実施する責務

社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、地域の福祉ニーズをふまえ、「地域における公益的な取組」を実施する責務があります。

＜地域における公益的な取組の条件に当てはまるサービス＞

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス
- ② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービス
- ③ 無料又は低額な料金で提供される福祉サービス

III 社会福祉法人の設立要件

1 社会福祉事業を実施すること

社会福祉事業は、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に分類されています。第一種社会福祉事業は、原則として、国、地方公共団体又は社会福祉法人でなければ経営できません。（社会福祉法第60条 ※ 以下、社会福祉法は法と略します。）

また、第二種社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであり、これに伴う弊害のおそれが比較的小ないため、その経営主体については制限がありません。

なお、社会福祉事業が法人の実施する事業のうち主たる地位を占めるものでなければいけません。そのため、法で規定されている社会福祉事業以外の事業のみでの社会福祉法人の設立はできませんのでご注意ください。

※ 社会福祉事業の種類については、別表を参考にしてください。

2 公益事業及び収益事業

社会福祉法人がその経営する社会福祉事業に支障がない限り、県知事の認可を受けて公益事業及び収益事業を行うことができます。なお、公益事業及び収益事業は、「社会福祉事業に対して従たる地位にある」ことが前提であるため、年間事業費で社会福祉事業の額を超える事業運営はできません。

(1) 公益事業

社会福祉法人が行う公益事業についての基本的な考え方は以下のとおりです。

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- ② 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ③ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。

- ④ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- ⑤ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

公益事業の例（社会福祉事業であるものを除く）。

- ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
- ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- カ 子育て支援に関する事業
- キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ク ボランティアの育成に関する事業
- ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- コ 社会福祉に関する調査研究等
- サ 有料老人ホームを経営する事業
- シ サービス付き高齢者向け住宅を経営する事業
- ス 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅を経営する事業

(2) 収益事業

社会福祉法人が行うことができる収益事業については、下記の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものとされています。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であることとされています。

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（法第2条第4項第4号に掲げる事業及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下③も同様。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度（注1）のものであること。
- ② 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの（注2）又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれ（注3）のないものであること。
- ⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第6条第1項各号に掲げる事業については、③は適用されないものであること。

注1に該当するもの（認められるもの）

- i 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合
- ii たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
- iii 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

注2に該当するもの（認められないもの）

- i 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連営業
- ii 高利な融資事業
- iii 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

注3に該当するもの（認められないもの）

- i 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- ii 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

3 必要な資産を保有すること

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければならないとされています。（法第25条）

(1) 社会福祉施設を経営する法人を設立する場合（認可の審査基準第二1（1））

社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている必要があります。

なお、神奈川県内は都市部であるため、土地に限り民間から貸与を受けることも可能ですが、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、不動産登記をする必要があります。

このほか、経営しようとする社会福祉事業の種類によっては、要件の緩和が認められる場合もあるので、社会福祉事業の内容が決定した際に、担当課に確認をしていただくようお願いします。

(2) 社会福祉施設を経営しない法人を設立する場合

社会福祉施設を経営しない法人（＝障害福祉サービスのうち通所系サービスを除いた第二種社会福祉事業のみを経営）の場合は、事業継続に必要な財政基盤を有している必要があるため、原則として1億円以上の資産が必要です。

ただし、個別の通知で資産要件の緩和が認められる事業もあるので、実施しようとする社会福祉事業の内容が決定した際に、その事業の実施についての認可を担当している課に確認をしていただくようお願いいたします。

(3) 運転資金

必要な資産として、その他財産（＝(4)で説明）として、年間事業見込額の12分の1以上に相当する現金、普通預金等を有している必要があります。

なお、介護保険法上の事業、障害者総合支援法上の事業、児童福祉法上の事業については、12分の2以上に相当する現金、普通預金等を有していることが求められます。

(4) 財産の種類

社会福祉法人の資産は、次の区分（4種類の財産）に分けて管理します。

ア 基本財産、イ 公益事業用財産と収益事業用財産、ウ その他財産

ア 基本財産

基本財産は、法人存続の基礎となることから、定款に記載する必要があります。また、これを処分し又は担保に提供する場合には、神奈川県での認可が必要です。基本財産とすべきものとして、つぎの財産があります。

(7) 社会福祉施設を経営する法人の場合

- ・社会福祉施設の用に供するすべての不動産
- ・社会福祉施設の用に供するすべての不動産が、国や地方公共団体からの貸与や使用許可による場合は、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金等）

(1) 社会福祉施設を経営しない法人の場合

- ・原則として、1億円以上の資産

なお、資産の管理運用については、安全・確実な方法（元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずるもの）で行う必要があります。

また、次の財産や資産による管理運用は、原則として適当ではありません。

- ・価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等）
- ・減価する財産（建築物、建造物等の減価償却資産）
- ・客観的な評価が困難な財産（美術品、骨とう品等）
- ・回収が困難になる恐れがある資産（融資）

イ 公益事業用財産と収益事業用財産

公益事業又は収益事業を実施する場合、基本財産を使って行うことは、認められないため、それぞれ公益事業財産又は収益事業財産を確保しなければなりません。

ただし、規模の小さい公益事業で、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れがない場合は除きます。

ウ その他財産

基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産以外の財産をいいます。

(5) 財産の管理

基本財産については、処分等を行う場合は神奈川県認可が必要ですが、基本財産以外の財産の管理運用に当たっても、安全・確実な方法で行う必要があります。

例えば、価値の変動が激しい財産、客観的な評価が困難な財産等で価値が不安定な財産又は過大な負担付債務が相当部分を占めている財産は適当ではありません。

なお、基本財産以外の財産については、株式投資や株式を含む投資信託による管理運用も認められていますが、子会社の保有目的での株式保有は認められないほか、株式の取得は、原則として、公開市場での購入に限られます。

(6) 資金計画

設立認可の際には、資金計画を審査しますが、寄附金については次の事項について確認を行います。

- ・書面による贈与契約であること。（有効な贈与契約書が存在していること。）
- ・寄附者の所得、営業、資産状況から寄附が確実になされることが証明できるもの。
- ・個人の寄附については、その個人の年間寄附予定額が多額になることによって、その個人の生活が維持できなく恐れがないこと。
- ・設立予定法人の借入金の償還に係る財源として寄附金が予定される場合は、法人が借入金を完済する時まで継続的に寄附できる年齢であること、又は寄附を継続する後継者がいること。

（注）設立時の寄附金については、税制上の優遇措置がありますが、県共同募金会の審査を受け、受配者指定寄附金として認められた場合のみ、寄附控除の対象となります。（必ず事前に適用の可否を寄附者の所在地を管轄する税務署に相談してください。）

- ・設立時に、役員就任予定者から、不動産等の財産の寄附や購入、賃貸借を行う場合は、利益相反取引に該当することから、次の手続きが必要となります。
 - 設立後の理事会で、取引の重要な事実（内容、相手、金額、法人との関係）を開示し、承認を得る。
 - 取引に関係する役員は、特別な利害関係があるので、理事会の当該議題の決議の際は、適正な審議が行われる必要があることから、会場から退席する必要があります。

4 法人の組織運営体制を確保すること

法人の運営に当たっては、評議員、理事、監事を選出し評議員会及び理事会を開催し、法人の意思決定、業務執行、監督に係る権限・責任を分担します。

就任予定者から履歴書や就任承諾書、誓約書（法＜第40条、第44条関係＞に定める欠格事項や特殊関係者に該当しないこと。反社会的勢力の者に該当しないこと＜認可の審査基準第3＞の確約。）を徴するとともに、就任予定者の中に、社会福祉法で定める役員等の要件をみたしている者（社会福祉事業の経営に関して識見を有している者等＝具体的な要件は、評議員、理事、監事の各項目を参照）が含まれていることを確認してください。

なお、評議員、理事、監事と社会福祉法人は委任の関係になります。

(1) 評議員

ア 定数

定款で定めた理事の員数（p10参照）を超える必要があります。

理事が最小限の定数である6名の場合、評議員は7名以上必要になります。

イ 選任及び解任

一般的には、外部委員、監事、法人の職員で構成する評議員選任・解任委員会を設置し、評議員選任・解任委員会において、外部委員1人以上の出席と承認を必要とする決議により、選任及び解任を行います。

なお、上記の事項は定款で定めなければなりません。

また、候補者には履歴書及び誓約書（欠格事由や反社会勢力の者でないこと、評議員又は役員の中に特殊関係者にあたる者がいないこと）を提出いただき、評議員選任・解任委員会の開催前に、理事会において、評議員候補者の推薦と評議員選任・解任委員会の開催について、決議する必要があります。

ウ 任期

選任後、4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。

つまり、令和○年度中に選任された場合は、令和○+4年度の6月に開催される定時評議員会が閉会される時までとなります。（最長4年2月、最短3年2月）

なお、定款に定めることにより6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとすることもできます。

エ 要件

社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任します。

オ 欠格事項

次に掲げる者は、評議員になれません。（法第40条関係）

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ⑥ 法人の理事、監事（以下「役員」という。）及び職員
- ⑦ 各評議員又は各役員と特殊の関係にある場合

カ 特殊関係にある者の範囲

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8）

- i 当該評議員又は申請法人の役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ii 当該評議員又は申請法人の役員の使用人
- iii 当該評議員又は申請法人の役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- iv ii又はiiiの配偶者
- v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- vi 当該評議員又は（申請法人の）役員が、役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体<A>の役員（※）、業務を執行する社員又は職員

（注） 同一の団体<A>の役員等が、当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。

※役員＝取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人

- vii 他の社会福祉法人<B法人>の役員又は職員

（注） 当該他の社会福祉法人<B法人>の評議員となっている申請法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人<B法人>の評議員の総数の半数を超える場合に限る。

- viii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）

・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人など

（注） 同一の団体の職員が、申請法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。

このほか、下記の者は適当でないとされています。

- ① 反社会的勢力の者
- ② 関係行政庁の職員
- ③ 実際に法人運営に参加できない（会議に出席できない）者を名目的に選任すること
- ④ 市町村長等の特定の公職にある者を慣例的に選任すること

(2) 評議員会

役員の選任又は解任、役員報酬の額及び支給基準の決定、定款の変更の承認など基本事項を決定する権限を持ち、理事等を牽制監督する役割を有する機関です。

定時評議員会を毎年6月までに開催し、計算書類及び財産目録の承認を行うほか、定款を変更する場合など、必要により開催します。

株式会社であれば、株主総会に当たります。

ア 権限

評議員会は、社会福祉法で規定する事項及び定款で定めた事項を決議します。決議事項の例として、次のものがあります。

- ・理事及び監事の選任及び解任
- ・理事及び監事の報酬の額の決定
- ・理事及び監事の報酬等の支給基準の決定
- ・計算書類及び財産目録の承認

- ・定款の変更
- ・解散時の残余財産の処分
- ・基本財産の処分
- ・社会福祉充実計画の承認
- ・その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定めた事項

※ 評議員会の決議には、特別の利害関係を有する評議員が加わることはできません。

イ 招集

評議員会を開催する場合は、理事会の決議により、次に掲げる事項を定め、評議員会の開催日の1週間（中7日）前までに、評議員に招集通知と関連資料を送る必要があります。

- ・評議員会の開催日時、場所
- ・評議員会の開催目的である事項（議題）
- ・議案の概要

☞ 議案とは、「〇〇に関すること」という事項にとどまらず、その具体的な内容を示して、各評議員に意見を求めることを意味しています。

なお、緊急に評議会を開催する場合は、評議員全員の同意による「招集手続きの省略」により、招集日から1週間以内でも評議員会を開催することができます。

また、議題、議案の概要について、評議員全員の同意（反対する者がいない）がある場合は、「決議の省略」により評議員会の決議があったとみなされます。

(3) 理事

ア 定数・任期

定数は6名以上で、定款に定めます。（法第44条第3項）

任期は、理事に就任した年度から2年後の決算にかかる定時評議員会の終結の時までです。

つまり、令和〇年度中に選任された場合は、令和〇+2年度の6月に開催される定時評議員会が閉会される時までとなります。

イ 選任・解任

理事会で、候補者の選任議案を決議後、評議員会で出席評議員の過半数の賛成により決議します。

候補者には、履歴書及び誓約書（欠格事由や反社会勢力の者でないこと、理事の中に特殊関係者にある者の有無）を提出いただき、理事会と評議員会で審査する必要があります。

なお、理事選任の議決は、候補者一括ではなく、1名ずつ議決し、議決結果を議事録に残します。なお、解任（理事が辞任届を出す場合を除く）する場合は、評議員会で出席評議員の過半数の賛成が必要です。

ウ 要件

次に挙げる者が、それぞれ1名以上含まれている必要があります。

（法第44条第4項）

○ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

<例>

- ・社会福祉に関する教育を行う者
- ・社会福祉に関する研究を行う者
- ・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ・公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

○ 社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

<例>

- ・社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- ・民生委員、児童委員
- ・社会福祉施設に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- ・医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- ・自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他の参画により施設運営や在宅福祉の円滑な遂行が期待できる者

○ 社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

また、理事の中に、当該理事を含めずに特殊関係にある者が3人を超えないこと、3人の場合でも、当該理事及び当該理事と特殊関係にある者の合計数が、理事総数の3分1を超えていない必要があります。（法第44条第6項）

例：理事総数が9人の場合に、はじめて合計数3人まで認められます。

理事総数が8人の場合、3分1は2.66人なので、合計数3人は不可。

エ 欠格事項

欠格事項に該当する者は、理事になれません。（評議員と同じ。☞ p 8を参照）

オ 特殊関係にある者の範囲

① 配偶者

② 三親等以内の親族

③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の10）

i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該理事の使用人

iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii又はiiiの配偶者

v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

vi 当該理事が、役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体<A>の役員（※）、業務を執行する社員又は職員

（注） 同一の団体<A>の役員等が、申請法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。

※役員＝取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人

vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）

・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人など

（注） 同一の団体の職員が、申請法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。

このほか、下記の者は適当でないとされています。

① 反社会的勢力の者

② 関係行政庁の職員

③ 実際に法人運営に参加できない（会議に出席できない）者を名目的に選任すること

④ 市町村長等の特定の公職にある者を慣例的に選任すること

(4) 理事会

全ての理事で組織する機関で、事業計画及び事業予算（毎年3月）、事業報告及び決算の議決（毎年5月～6月）のほか、法人の諸規程の整備、契約締結などの法人の業務執行の決定及び職務執行の監督を行う機関です。

ア 職務

理事会は、社会福祉法で規定する事項及び定款で定めた事項を決定します。

例として、次のものがあります。

- ・社会福祉法人の業務執行の決定
- ・理事の職務の執行の監督
- ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- ・重要な役割を担う職員（施設長など）の選任及び解職
- ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
- ・競業及び利益相反取引の承認
- ・計算書類及び事業報告等の承認
- ・役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
- ・重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財、その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）
- ・その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定めた事項

※ 理事の決議には、特別の利害関係を有する理事が加わることはできません。

イ 招集

理事会を開催する場合は、理事会の開催日の1週間（中7日）前までに、理事及び監事に招集通知と関連資料を送る必要があります。

なお、緊急に理事会を開催する場合は、理事及び監事全員の同意による「招集手続きの省略」により、招集日から1週間以内でも開催することができます。

また、議題、議案の概要について、理事全員の同意（反対する者がいない）がある場合は、「決議の省略」により理事会の決議があったとみなされます。

(5) 監事

ア 定数・任期

定数は2名以上で、定款で定めます。（法第44条第3項）

任期は、選任した年度から2年後に終了する最終の会計年度にかかる定時評議員会の終結の時までです。

つまり、令和○年度中に選任された場合は、令和○+2年度の6月に開催される定時評議員会が閉会される時までとなります。

申請法人の理事及び職員と監事の兼務は禁止されています。（法第44条第2項）

イ 選任・解任

理事会で候補者の選任議案を決議後、評議員会で出席評議員の過半数の賛成が必要です。

監事候補者から事前に履歴書及び誓約書（欠格事由や反社会勢力の者でないこと、役員の中に特殊関係にある者がいないこと）を提出いただき、理事会や評議員会で審査する必要があります。

なお、監事は理事の職務の執行を監査する立場にあることから、その独立性を確保するために、監事の過半数（監事が2人の場合は、全員）の同意を得ていなければ評議員会に監事の選任議案を提出することができません。

評議員会での議決は、候補者一括ではなく1名ずつ議決し、結果を議事録に記載します。

なお、監事を解任（監事が自主的に辞任する場合や任期満了の場合を除く）する場合も評議員会で決議しますが、出席者ではなく、現任している評議員の3分の2以上の賛成が必要です。

ウ 要件

次の者が含まれている必要があります。（法第44条第5項）

○ 社会福祉事業について識見を有する者

＜例＞・社会福祉事業に関する教育を行う者

・社会福祉に関する研究を行う者

・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

○ 財務管理について識見を有する者

＜例＞・公認会計士、税理士、又は社会福祉法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験があるなど法人経営に専門的知見を有する者

また各役員と特殊関係にある者が含まれないことが必要です。

（法第44条第7項、規則第2条の11）

エ 欠格事項

欠格事項に該当する者は、監事になれません。（評議員と同じ。☞ p 8 を参照）

オ 特殊関係にある者の範囲

① 配偶者

② 三親等以内の親族

③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の11）

- i 申請法人の役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ii 申請法人の役員の使用人
- iii 申請法人の役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- iv ii又はiiiの配偶者
- v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- vi 当該理事が、役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体〈A〉の役員（※）、業務を執行する社員又は職員
（注） 同一の団体〈A〉の役員等が、申請法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。
- vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体〈A〉の役員（※）、業務を執行する社員又は職員
（注） 同一の団体〈A〉の役員等が、申請法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。
※役員＝取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人
- viii 他の社会福祉法人〈B法人〉の理事又は職員
（注）当該他の社会福祉法人〈B法人〉の評議員となっている申請法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人〈B法人〉の評議員の総数の半数を超える場合に限る。
- ix 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）
 - ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人など（注） 同一の団体の職員が申請法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。

このほか、下記の者は適当でないとされています。

- ① 反社会的勢力の者
- ② 関係行政庁の職員
- ③ 実際に法人運営に参加できない（会議に出席できない）者を名目的に選任すること
- ④ 市町村長等の特定の公職にある者を慣例的に選任すること

カ 役割・権限

- ・理事及び職員への事業の報告を求めること及び業務及び財産の状況についての調査権限（法第45条の18第2項）

☞ 具体的には、理事会で計算書類及び財産目録の承認を得るために、監事が調査権限に基づいて各種資料を確認することにより、業務及び財産の状況を調査し、監事監査報告書を作成します。

※ 一定規模以上の社会福祉法人は、会計監査人を設置し、毎年度監査を受ける必要があり、監事は会計監査人からの報告についても、その内容を確認し、監事監査報告書を作成します。

- ・ 理事会への報告義務（法第45条の18第3項）
- ・ 理事への理事会の招集請求権と自ら招集を行う権限（法第45条の18第3項）
（理事への招集請求日から5日以内に招集通知が発せられない場合）
- ・ 理事会への出席義務（法第45条の18第3項）
- ・ 評議員会での報告義務（法第45条の18第3項）
- ・ 評議員会での説明義務（法第45条の10）

キ 監事（評議員）と法人業務との関係

財務管理について識見を有する監事は、理事の職務の執行を監査する立場にあることから、その独立性を確保することが重要であるため、法人業務との関わりに一定の制限があり、整理すると次のようになります。

		監 事	評 議 員
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面の アドバイスのみ	○	○
	記帳代行業務 税理士業務	×	×
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合	○	○
	業務執行に当たる場合	×	×

IV 設立認可の申請手続

1 主たる事務所の決定

法人本部の住所は、その主たる事務所の所在地となります。

法人を監督する所轄庁（申請書の提出先）は、主たる事務所の所在地と、法人が経営する事業所の所在地により次ようになります。

政令市 (横浜市・川崎市 ・相模原市)	政令市以外の市	神奈川県
・政令市内に主たる事務所を置き、当該政令市及び県内の市町村のみで事業を行う法人	・市内に主たる事務所を置き、当該市内のみで事業を行う法人	・町村に主たる事務所を置く法人 ・政令市以外の市に主たる事務所を置き、当該市以外でも事業を行う法人 ・複数の都道府県で事業を行う法人

2 設立準備委員会の設置

(1) 位置づけ

社会福祉法人を設立するまでの期間、法人設立や施設整備等に必要な事項全般を審議する機関として、役員就任予定者等をもって組織します。

設立準備委員会では、次の項目等を明文化した設立準備委員会規約を定め、定期的に委員会を開催し、法人設立に向けた必要事項を決定していきます。

＜規約の主な内容＞

- ① 目的
- ② 設立準備委員会の組織、構成
- ③ 代表者の選出方法に関する規定、それに基づく代表者の選出
- ④ 議決方法等の運営に関する規定
- ⑤ 資産及び会計
- ⑥ 解散及び権利義務の承継

設立準備委員会は、法人設立後の運営を円滑に行うための組織体制の基礎となるので、議事録の整備保管等の事務処理も確実に行うことが求められます。

(2) 活動資金

設立準備委員会の委員の旅費や事務経費などの活動経費（準備委員会運営費）には公的な助成制度がないため、設立代表者又は準備委員会の委員等が拠出することにより、確保する必要があります。

社会福祉法人設立に必要な資産（基本財産、建設自己資金、運転資金、法人事務費など）は、あくまで法人設立後に、贈与契約書に基づき寄附を受けるものなので、設立準備委員会段階の経費に充てることはできません。

※ 設立準備委員会は、社会福祉法人を設立するための準備を行う任意団体であるため、税制上の特例措置はありません。

ア 会計処理

準備委員会運営費については、社会福祉法人設立に必要な資産（建設自己資金、運転資金等）とは別に、拠出者の設立準備委員会における役職名義等で金融機関金口座を開設し、独立して資金管理をしてください。

また、出納記録の裏付けとなる請求書、領収書等の各種証票類の整理・保管を徹底してください。

イ 会計年度

社会福祉法人の会計年度は、社会福祉法人会計基準により、4月1日から翌年の3月31日の1年間と定められているので、設立準備委員会の会計年度も3月31日未現在で決算を行う形となります。

清算は、社会福祉法人の設立後に行いますが、清算の結果、プラスの財産がある場合は設立された社会福祉法人に引き継ぐことが望ましいとされています。

一方、未払金等がある場合、負債を負っての社会福祉法人の設立は、社会福祉法人の安定的・継続的運営の観点により、認められないので、設立準備委員会において処理する必要があります。

3 設立までの流れ

神奈川県では、社会福祉法人の設立認可については、申請内容を社会福祉法人・社会福祉施設等審査会に諮り、認可の可否について決定しています。

審査会は、原則年2回（5月及び11月）開催しますので、法人設立を検討されている場合は、審査会の開催時期に留意して、お早めにご相談ください。

事務の大まかな流れについては、巻頭の申請スケジュール例を参考にしてください。

(1) 事前相談で確認したい事項

- ・実施を予定している社会福祉事業の種類
- ・新規に社会福祉事業を実施するための設立か、又は既存の社会福祉事業の譲渡を受けての法人設立か
- ・新規事業での設立の場合、予定している事業について、許認可が得られる見込があることを、事業を所管する行政の所管課に確認しているか
- ・社会福祉事業を行うための不動産が確保（見込み含む）されているか
- ・資産保有要件を満たせるか（基本財産、運転資金）
- ・金融機関からの借入の有無
- ・事業開始予定時期

(2) 審査会資料の提出

- ・認可申請書に準じた形で、審査会に諮るための資料を提出します。
- ・審査会資料は、大きく分けて施設建設関係と法人設立関係の二つあり、それぞれに必要な資料は、事前相談の段階で十分確認してください。
 - 施設建設関係の資料 ⇨ 事業を所管する行政の所管課
 - 法人設立に関する資料 ⇨ 主たる事務所の所在地を所轄する県・政令市・中核市・一般市の担当課
- ・法人設立に関する資料の中で重要な定款案作成の留意点は次のとおりです。

(3) 定款案の作成

設立準備委員会で、法人設立認可申請書に添付する定款案を定めなければなりません。定款は、所轄庁の認可を受けて、初めてその効力を生じます。

ア 定款の記載事項

定款の記載事項には、必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項があり、必要的記載事項については、その項目全てを定款に記載することが必要で、その一つでも記載が欠けると、その定款は無効となる事項です。

イ 必要的記載事項

- ・法人の目的
- ・法人の名称
- ・運営する社会福祉事業の種類
- ・主たる事務所の所在地
- ・評議員及び評議員会に関する事項
- ・役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項
- ・理事会に関する事項
- ・会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- ・資産に関する事項
- ・会計に関する事項
- ・公益事業又は収益事業を行う場合には、その種類
- ・解散に関する事項
- ・定数の変更に関する事項
- ・公告の方法

ウ 相対的記載事項

必要的記載事項とは異なり、記載がなくても定款の効力に影響はありませんが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項です。

エ 任意的記載事項

法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項です。

定款の作成に当たっては、厚生労働省のホームページや本手引きに定款例を掲載しているので、参照してください。また、社会福祉法人へ不動産を寄附した者の譲渡所得税が、軽減される特例を受けることができる要件を満たす定款の例も参考にしてください。

なお、譲渡所得税の軽減については、必ず事前に寄附する者の所在地を管轄する税務署に相談してください。

(4) 社会福祉法人設立認可申請書の提出

- ・審査会の結果を設立予定者に通知するので、審査に通った場合は、申請書を正副各1部（計2部）提出します。

(5) 設立認可

- ・社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことが要件であるため、社会福祉事業の認可が得られることを確認した上で、設立認可を行います。

4 設立認可後の事務

(1) 法人設立登記と理事長の選定等

認可後は速やかに、次の手順により、法人設立登記（設立日は、登記された日）と理事長の登記、財産の移転、基本財産編入等を行います。

- ① 法人設立登記（設立時理事長の選定必要）
- ② 理事会を開催 ☞ 評議員選任・解任委員の選任
- ③ 評議員選任・解任委員会を開催 ☞ 評議員の選任
- ④ 評議員会を開催 ☞ 理事及び監事の選任
- ⑤ 新役員による理事会を開催 ☞ 理事長等の選定 ☞ 理事長の登記
- ⑥ 寄附及び購入財産の移転
- ⑦ 基本財産編入及び定款変更

(2) 諸規程の整備

法人運営を円滑に行うためには、定款の他にも例として、次のような諸程定を作成する必要があるので、設立準備段階で素案を作成しておき、新役員による理事会で速やかに決定してください。

- ・ 定款施行細則
- ・ 評議員選任・解任委員会運営規程
- ・ 役員等（＝理事、監事、評議員、各種委員）の報酬等に関する規程
- ・ 経理規程
- ・ 職務権限規程
- ・ 文書取扱規程
- ・ 印章規程
- ・ 就業規程
- ・ 給与規程
- ・ 旅費規程
- ・ 退職手当支給規程
- ・ 時間勤務職員就業規程
- ・ 時間勤務職員の賃金に関する規程
- ・ 懲戒規程
- ・ 慶弔規程
- ・ 個人情報保護規定
- ・ 情報公開規程
- ・ 情報システムの運営管理に関する規程
- ・ 苦情解決に関する規程

社会福祉法第2条第2項（第一種社福事業）	
一	生活保護法 ・ 救護施設を経営する事業 ・ 更生施設を経営する事業 ・ 生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業 ・ 生計困難者に対して助葬を行う事業
二	児童福祉法 ・ 乳児院を経営する事業 ・ 母子生活支援施設を経営する事業 ・ 児童養護施設を経営する事業 ・ 障害児入所施設を経営する事業 ・ 児童心理治療施設を経営する事業 ・ 児童自立支援施設を経営する事業
三	老人福祉法 ・ 養護老人ホームを経営する事業 ・ 特別養護老人ホームを経営する事業 ・ 軽費老人ホームを経営する事業
四	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。） ・ 障害者支援施設を経営する事業（施設入所支援）
五	削除
六	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ・ 女性自立支援施設を経営する事業
七	授産施設を経営する事業 ・ 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
社会福祉法第2条第3項（第二種社福事業）	
一	・ 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
一の二	生活困窮者自立支援法 ・ 認定生活困窮者就労訓練事業
二	児童福祉法 ・ 障害児通所支援事業 ○ 児童発達障害支援 ○ 医療型児童発達障害支援 ○ 居宅訪問型児童発達障害支援 ○ 放課後等デイサービス ○ 保育所等訪問支援 ・ 障害児相談支援事業 ○ 障害児支援利用援助 ○ 継続障害児支援利用援助 ・ 児童自立生活援助事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 子育て短期支援事業 ○ 短期入所生活援助事業 ○ 夜間養護等事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業 ・ 小規模住居型児童養育事業

	・ 小規模保育事業
	・ 病児保育事業
	・ 子育て援助活動支援事業
	・ 親子再統合支援事業
	・ 社会的養護自立支援拠点事業
	・ 意見表明等支援事業
	・ 妊産婦等生活援助事業
	・ 子育て援助活動支援事業
	・ 子育て世帯訪問支援事業
	・ 児童育成支援拠点事業
	・ 親子関係形成支援事業
	・ 乳児等通園支援事業
	・ 助産施設を運営する事業
	・ 保育所を運営する事業
	・ 児童厚生施設を運営する事業
	・ 児童家庭支援センターを運営する事業
	・ 里親支援センターを運営する事業
	・ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
二の二	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
	・ 幼保連携型認定こども園を運営する事業
二の三	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
	・ 養子縁組あっせん事業
三	母子及び父子並びに寡婦福祉法
	・ 母子家庭日常生活支援事業
	・ 父子家庭日常生活支援事業
	・ 寡婦日常生活支援事業
	・ 母子・父子福祉施設を運営する事業
四	老人福祉法
	・ 老人居宅介護等事業
	○ 訪問介護事業 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 ○ 夜間対応型訪問介護事業
	○ 第一号訪問事業
	・ 老人デイサービス事業
	○ 通所介護事業 ○ 地域密着型通所介護事業 ○ 認知症対応型通所介護事業
	○ 介護予防認知症対応型通所介護事業 ○ 第一号通所事業
	・ 老人短期入所事業
	○ 短期入所生活介護事業 ○ 介護予防短期入所生活介護事業
	・ 小規模多機能型居宅介護事業
	○ 小規模多機能型居宅介護事業 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業
	・ 認知症対応型老人共同生活援助事業
	○ 認知症対応型老人共同生活援助事業 ○ 介護予防認知症対応型老人共同生活援助事業
	・ 複合型サービス福祉事業
	○ 複合型サービス事業
	・ 老人デイサービスセンターを運営する事業
	○ 通所介護事業 ○ 地域密着型通所介護事業 ○ 認知症対応型通所介護事業
	○ 介護予防認知症対応型通所介護事業 ○ 第一号通所事業
	・ 老人短期入所施設を運営する事業

	・ 老人福祉センターを経営する事業
	・ 老人介護支援センターを経営する事業
四の二	障害者総合支援法
	・ 障害福祉サービス
	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護 ○ 行動援護 ○ 同行援護 ○ 療養介護
	○ 生活介護 ○ 短期入所 ○ 重度障害者等包括支援 ○ 自立訓練
	○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援（A型） ○ 就労継続支援（B型）
	○ 就労定着支援 ○ 自立生活援助 ○ 共同生活援助
	・ 一般相談支援事業
	○ 基本相談支援 ○ 地域相談支援
	・ 特定相談支援事業
	○ 基本相談支援 ○ 計画相談支援
	・ 移動支援事業
	・ 地域活動支援センターを経営する事業
	・ 福祉ホームを経営する事業
五	身体障害者福祉法
	・ 身体障害者生活訓練等事業
	・ 手話通訳事業
	・ 介助犬訓練事業
	・ 聴導犬訓練事業
	・ 身体障害者福祉センターを経営する事業
	・ 補装具制作施設を経営する事業
	・ 盲導犬訓練施設を経営する事業
	・ 視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業
	・ 身体障害者の更生相談に応ずる事業
六	知的障害者福祉法
	・ 知的障害者の更生相談に応ずる事業
七	削除
八	・ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
九	・ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、診療を行う事業
十	・ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で、介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
十一	・ 隣保事業
十二	・ 福祉サービス利用援助事業
十三	・ 第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業（上記の一から十二までに掲げる事業）に関する連絡又は助成を行う事業

注：次の事業は、社会福祉事業には含まれません。

社会福祉法第2条第4項

一 更生保護事業法に規定する更生保護事業

二 実施期間が6月を超えない事業（※）

※ 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業にあっては、3月

三 社団又は組合の行う事業であって、社員又は組合員のためにするもの

四 第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業のうち、上記表の一から九までに掲げる事業であって、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（社会福祉法施行令第1条で定めるもの）にあつては、10人）に満たないもの

☐ 生活困窮者自立支援法に規定する、認定生活困窮者就労訓練事業

☐ 児童福祉法に規定する、小規模保育事業

☐ 障害者総合支援法に規定する、地域活動支援センターを運営する事業又は障害福祉サービス事業のうち、厚生労働省令で定める事業

五 上記表の十三に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであって、助成金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

社会福祉法人定款例

<説 明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載しています。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではありませんが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要です。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではありません。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任 意 的 記 載 事 項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条） ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号） ・ 重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号） ・ 多額の借財（法第45条の13第4項第2号） ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号） ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号） ・ コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ ・ 競業及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項） ・ 計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項） ・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の22の2において準用する一般法人法第114条第1項） ・ その他の重要な業務執行の決定	・ 理事、監事、会計監査人の選任（法第43条） ・ 理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★ ・ 理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条） ・ 理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の22の2で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★ ・ 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項） ・ 計算書類の承認（法第45条の30第2項） ・ 定款の変更（法第45条の36第1項）★ ・ 解散の決議（法第46条第1項第1号）★ ・ 合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★ ・ 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項） ・ その他定款で定めた事項 ★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人居宅介護等事業の経営

(ハ) 保育所の経営

備考（2）に留意してください。

(ニ) 一時預かり事業の経営

(ホ) 障害福祉サービス事業の経営

備考（2）に留意してください。

(ヘ) 相談支援事業の経営

(ト) 移動支援事業の経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

注 従たる事務所を置いた場合は、法人登記に記載する必要があります。

(備考) 最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一) 確定数とすることも可能。

(備考二) 法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考) 評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考) 法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給することができる。

(備考一) 無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二) 民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第45条の35、第59条の2第1項第2号)。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第十条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考) 会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項)。

注 会計監査人を設置しなければならない法人の要件(法第37条、政令第13条の3)

つぎのいずれかに該当する法人

- ・ 法人全体の収支計算書におけるサービス活動収益の額が20億円を超えること
- ・ 法人全体の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が60億円をこえること

(開催)

第十一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考) 定時評議員会は、年に 1 回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第 45 条の 9 第 1 項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4 月～6 月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後 3 ヶ月以内」とすることも差し支えない。

他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第 45 条の 9 第 2 項)。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3 分の 2 以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考) 第一項については、法第 45 条の 9 第 6 項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)

第二項については、法第 45 条の 9 第 7 項に基づき、3 分の 2 以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第十四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一) 記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二) 第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び＜会計監査人並びに＞職員

（役員＜及び会計監査人＞の定数）

第十五条 この法人には、次の役員を置く。

（１）理事 〇〇名以上〇〇名以内

（２）監事 〇〇名以内

２ 理事のうち一名を理事長とする。

３ 理事長以外の理事のうち、〇名を業務執行理事とする。

＜４ この法人に会計監査人を置く。＞

（備考）

（１）理事は６名以上、監事は２名以上とすること。

（２）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（３）業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、〇名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（４）会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（５）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

＜例＞理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

２ 理事のうち１名を、会長、〇名を常務理事とする。

３ 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員＜及び会計監査人＞の選任）

第十六条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

２ 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（備考）会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（理事の職務及び権限）

第十七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２ 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

３ 理事長及び業務執行理事は、３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（備考）理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上とすることも可能である（法第４５条の１６第３項）。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第十八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考) 会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員<及び会計監査人>の任期)

第十九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

(備考一) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二) 理事の任期は、定款によって短縮することもできる(法第45条)。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員<及び会計監査人>の解任)

第二十条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

<2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

(備考) 会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(役員＜及び会計監査人＞の報酬等)

第二十一条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

(備考一) 会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考二) 第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三) 費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二十二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一) 運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二十三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二十四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。

なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によりことができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二十六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考) 第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二十七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一) 記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二) 定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟（ 平方メートル）

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地（平方 メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考) 公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の4種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、3種）とする。

2 本文第2項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第4項に同じ。

(基本財産の処分)

第二十九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、神奈川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を神奈川県知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく神奈川県知事に届け出るものとする。

(資産の管理)

第三十条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考） 基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三十一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三十二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考） 会計監査人を置いている場合の例

第三十二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三十三条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三十五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(備考一) 公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考) 事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三十六条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三十七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三十八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神奈川県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三十九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考) 解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四十条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員、会計監査人は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

県が認可日を記載します。

社会福祉法人定款例(40条対応版)

<説明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載しています。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではありませんが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要です。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではありません。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条） ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号） ・ 重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号） ・ 多額の借財（法第45条の13第4項第2号） ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号） ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号） ・ コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ ・ 競業及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項） ・ 計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項） ・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の22の2において準用する一般法人法第114条第1項） ・ その他の重要な業務執行の決定	・ 理事、監事、会計監査人の選任（法第43条） ・ 理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★ ・ 理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条） ・ 理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の22の2で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★ ・ 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項） ・ 計算書類の承認（法第45条の30第2項） ・ 定款の変更（法第45条の36第1項）★ ・ 解散の決議（法第46条第1項第1号）★ ・ 合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★ ・ 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項） ・ その他定款で定めた事項 ★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項

社会福祉法人〇〇福祉会定款

(租税特別措置法第 40 条対応定款) _____ 部分

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人居宅介護等事業の経営

(ハ) 保育所の経営

備考（2） に留意してください。

(ニ) 一時預かり事業の経営

(ホ) 障害福祉サービス事業の経営

備考（2） に留意してください。

(ヘ) 相談支援事業の経営

(ト) 移動支援事業の経営

(備考)

(1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。

(2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。

(3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

注 従たる事務所を置いた場合は、法人登記に記載する必要があります。

(備考) 最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一) 確定数とすることも可能。

(備考二) 法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考) 評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第 31 条第 5 項)。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその家族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

(備考) 租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号で規定する「親族」とは、①六親等内の血族、②配偶者
③三親等内の姻族となるので、社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項に規定する「三親等以内の親族」とは大きく範囲が異なるので、特に注意してください。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考) 法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給することができる。

(備考一) 無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二) 民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号)。

第三章 評議員会

(構成)

第十条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第十一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 月に評議員会を開催する必要があります。

(備考) 会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項)。

注 会計監査人を設置しなければならない法人の要件(法第37条、政令第13条の3)

つぎのいずれかに該当する法人

- ・ 法人全体の収支計算書におけるサービス活動収益の額が20億円を超えること
- ・ 法人全体の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が60億円をこえること

(開催)

第十二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(備考) 定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

(招集)

第十三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の＜例：3分の2以上＞に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考) 第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第十五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一) 記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二) 第2項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

(役員<及び会計監査人>の定数)

第十六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

(1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

(3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

(4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、理事長を「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第十七条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員の資格)

第十八条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、理事のいずれか一人及びその家族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、理事（その家族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その家族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(備考) 監事の人数が 6 人以上である場合には、「また各監事は、相互の親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載については、「監事のうちには、監事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。」でも可。

(理事の職務及び権限)

第十九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

3 理事長及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考) 理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上とすることも可能である（法第 45 条の 16 第 3 項）。

＜例＞

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二十条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考) 会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員＜及び会計監査人＞の任期)

第二十一条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第十六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

(備考一) 会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考二) 理事の任期は、定款によって短縮することもできる(法第45条)。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員＜及び会計監査人＞の解任)

第二十二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

(備考) 会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(役員＜及び会計監査人＞の報酬等)

第二十三条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

(備考一) 会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考二) 第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三) 費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二十四条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（備考一） 運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

（1） 地域の代表者

（2） 利用者又は利用者の家族の代表者

（3） その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

（構成）

第二十五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二十六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（1） この法人の業務執行の決定

（2） 理事の職務の執行の監督

（3） 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（備考）「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。

なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

（注）理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、

理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二十七条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二十八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考) 第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二十九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一) 記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二) 定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる(法第45条の14第6項)。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三十条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟(平方メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地(平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考) 公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第三十条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)の4種(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、3種)とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。

5 本文第4項に同じ。

(基本財産の処分)

第三十一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の

2以上の同意及び評議員会の承認を得て、神奈川県知事の承認を得なければならない。ただし、

次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を神奈川県知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく神奈川県知事に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三十二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三十三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三十四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備

え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(備考) 会計監査人を置いている場合の例

第三十四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の三39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三十五条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三十七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(備考) 株式の寄附を受けた場合には、以下の条項を定めること。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第〇〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(備考) 次のとおり定めることも可能。

第〇〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(備考) 公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 第1項の事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考) 収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 第1項の事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(備考) 事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三十八条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三十九条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四十条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神奈川県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四十一条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（備考） 解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四十二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

〃

〃

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

県が認可日を記載します。